

◆ 新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151
✉ hoken@city.iga.lg.jp

国民年金は、年をとったときなどの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

○ 将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納付する制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○ 老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れる障害年金や、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れる遺族年金もあります。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

◆ 学生納付特例制度

対象者は、学校教育法に規定する大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人で、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

◆ 納付猶予制度

対象者は、学生でない50歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料は口座振替による前納ができます

保険料を前もってまとめて納付すると、保険料の割

引額が多くなります。口座振替で前納を希望する場合には、事前の申し込みが必要です。

【申込期限】

2年前納・1年前納・6カ月前納（4月～9月分）：
毎年2月末日

6カ月前納（10月～翌年3月分）：毎年8月末日
制度の利用に関して、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

- 保険年金課
- 各支所住民福祉課
- 津年金事務所 国民年金課 ☎ 059-228-9112

国民年金基金をご存じですか

～税金がお得で、今にゆとり

年金が増えて、老後にゆとり～

国民年金基金とは、国民年金に上乗せする公的な個人年金です。

20歳以上65歳未満で、国民年金の保険料を納付している人が加入できます。

自分の予算に合わせて設計することができ、将来受け取る年金を確実に増やすことができます。

また、掛金は全額所得控除となります。

詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 三重県国民年金基金

☎ 0120-29-1284

【担当課】 保険年金課

◆ 市の公共交通について一緒に考えてみませんか

地域公共交通活性化再生協議会委員募集

【問い合わせ】 交通政策課
☎ 22-9663 FAX 22-9694
✉ koutsuu@city.iga.lg.jp

【募集人員】 若干名

【応募資格】 次の条件をすべて満たす人

○ 市内在住で、20歳以上の人

○ 市議会議員・市職員（臨時・嘱託を含む）でない人

【開催回数】

年3回程度 ※原則、平日の昼間2時間程度

【任期】

4月1日～2021年3月31日

【報酬】 6,000円/日 ※市の規定に基づく。

【応募方法】 伊賀市地域公共交通網形成計画を踏まえ、あなたが考える伊賀市における「今後の公共交通のあり方」について800字以内（様式自由）の作文

にまとめ、住所、氏名（ふりがな）・年齢・性別・電話番号を明記の上、ファックス・郵送・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

【選考方法】 作文審査

※性別・年齢など委員の構成比率を考慮して決定します。

※選考結果は、応募者全員に通知します。

※受理した提出書類は返却しません。

【応募期限】 2月8日（金） ※必着

【応募先】

〒518-8501

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市企画振興部交通政策課

◆伊賀の歴史や文化をいつまでも残し、伝える人々を育みます

第14回伊賀学検定

【問い合わせ】観光戦略課

☎ 22-9670 FAX 22-9695

✉ kankou@city.iga.lg.jp

上野商工会議所では、伊賀の観光振興を図るとともに、伊賀の歴史や文化をいつまでも残し、伝えていくことができる人々を育てるために「伊賀学検定」を実施します。

【検定日時】 2月17日(日)

初級：午後1時～(30分間)

中級：午後2時～(40分間)

上級：午後3時10分～(45分間)

【検定会場】 初級・中級・上級のいずれも

○ハイトピア伊賀 5階

○YUITO ANNEX 8階

(東京都中央区日本橋室町 2-4-1)

【出題方法】

初級：四者択一(50問) ※70%以上の正解で合格

中級：四者択一(100問) ※80%以上の正解で合格

上級：記述式(50問) ※90%以上の正解で合格

【出題範囲】 芭蕉・城・忍術・祭り・文化財・歴史・文学・自然・生活文化・雑学など「伊賀」に関する事柄全般

【受験料】 初級：1,500円(中学生以下は1,000円)

中級：2,000円(中学生以下は1,500円)

上級：3,000円 ※すべて税込み

【申込期間】 1月4日(金)～2月4日(月)

※中級の申し込みは初級を合格した人、上級の申し込みは中級を合格した人に限ります。

▶受験対策セミナー

【とき】

○初級：1月26日(日) 午後1時～2時30分

○中級：1月26日(日) 午後3時～4時30分

【ところ】 ハイトピア伊賀 3階

【講師】

○建築家・伊賀市文化財保護審議会委員

滝井 利彰さん

○伊賀市文化財保護審議会委員 増田 雄さん

【受講料】 初級：1,000円 中級：1,000円

※受講料はすべて税込み

※東京会場および上級のセミナーは開催しません。

【申込期限】 1月25日(金)

【申込方法】 住所・氏名・年齢・電話番号・希望する受験級を、電話・FAX・Eメール・郵送・来所のいずれかで申し込んでください。後日、事務局から連絡をします。

【申込先】

○〒518-0873 伊賀市上野丸之内 500番地
上野商工会議所 ☎ 21-0527 FAX 24-3857
✉ info@iga-ueno.or.jp

○〒519-1412 伊賀市下柘植 723番地の1
伊賀市商工会 ☎ 45-2210 FAX 45-5307

◆明るく住みよいまちをつくるために

部落問題(差別)を正しく知ろう(第9回)

【問い合わせ】人権政策課

☎ 22-9683 FAX 22-9684

✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

今回は「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」についてお伝えします。

部落差別解消推進法は部落差別をなくすためにできた初めての法律で、2016(平成28年)12月16日に施行されました。

部落差別は昔からある差別なのに、なぜ今、この法律ができたのでしょうか。それは、部落差別の存在を実感できない人も多いと思いますが、部落差別は見えにくくなっているだけで、被差別部落出身であることを理由に排除したり避けようとする差別意識は根深く残っており、現在も結婚や就職などの際に現れているからです。

また、インターネット上には差別を助長したり偏見に満ちた書き込みも多く見られます。このような現状から部落差別解消推進法の第1条では部落差別は現在

も存在することを明記し、部落差別は許されないものであるという国の立場を明らかにしたうえで、情報化の進展に伴う状況の変化を踏まえて国や地方公共団体に対応することを求めています。

部落差別は、「昔の話」でも「限られた地域や一部の人の問題」でもありません。部落差別解消推進法の第2条には、部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより部落差別のない社会を実現することを国や地方公共団体に求めています。

部落差別をはじめとするあらゆる差別は当事者を取り巻く社会の意識が生み出していることを忘れてはいけません。部落差別解消推進法は差別をなくすのは私たち一人ひとりの課題だということを示しているのです。